ポスター作成証明書ポスター作成証明書

　下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　令和７年１１月９日執行　いちき串木野市議会議員選挙

候補者

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 氏名又は  名称 |  |
| 住所 |  |
| 法人の代表者  の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 | |
| 作成金額 | 円 | |
| 当該選挙のポスター  掲示場数 | １２０箇所 | |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　２　ポスター作成業者がいちき串木野市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、いちき串木野市に支払を請求することはできません。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　(１)　枚　数

　　　　　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

　　(２)　限度額

１円未満の

端数は切上げ

　　　　　 84,000円＋586円88銭×ポスター掲示場数

＝単価…

　　　　　　　　　　ポスター掲示場数86,400円＋525円６銭×ポスター掲示場数ポスター掲示場数

　　　　　単価×確認された作成枚数＝限度額